

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修等の見直しに関する意見書

次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修等の見直しが検討されています。

現行の介護保険制度による福祉用具貸与及び住宅改修等のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒及び骨折の予防や、自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、または遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活を維持することにつながっています。

仮に、軽度者に対する福祉用具貸与または住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、またこれらのサービスの利用が抑制されることにより重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害するとともに給付費が増大するおそれがあります。

よって、国においては、以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修等に係る給付の見直しに当たっては、高齢者の自立を支援し、要介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、サービスの向上に努めることを強く求めます。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年10月14日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 } 宛て